

平成 21 年 9 月 吉日

受益者の皆様へ

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

SG 資産分散マザーファンドの信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、かねてより弊社の投資信託にご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「SG 資産分散ファンド（愛称：ドリーム・チーム）」の実質的な運用を行っている「SG 資産分散マザーファンド」につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を行う予定ですので、お知らせ申し上げます。

今後とも、弊社の投資信託に一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更（予定）対象ファンド 親投資信託 「SG 資産分散マザーファンド」

2. 手続き日程

①法定公告 平成 21 年 9 月 17 日 日本経済新聞の朝刊に掲載

②異議申立期間 平成 21 年 9 月 17 日～平成 21 年 10 月 26 日

(10 月 30 日に約款変更の可否決定を行い、約款変更が決定した場合には下記の手続きとなります。)

③約款変更届出日 平成 21 年 11 月 4 日

④異議申立に伴う買取請求受付期間

平成 21 年 11 月 5 日～平成 21 年 11 月 24 日

⑤約款変更適用予定日 平成 21 年 12 月 4 日

3. 信託約款変更（予定）の内容

ソシエテジェネラルグループの組織変更に伴う運用体制の見直しにより、投資家の利便性の向上を目指すもので、投資対象である**仏籍契約型投資信託「SGAM Yen Money Subfund」を国内籍契約型投資信託「SG 円マネーファンド（適格機関投資家専用）」に変更いたします。**

なお、現行サブファンドおよび変更後サブファンドの運用はほぼ同一であり、移管後のマザーファンドの運用の基本方針、内容につきましては移管前と一切変更ございません。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

上記の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

なお、約款変更に対抗される場合には、約款変更に対する異議を申し立てることができます。詳しくは「◇異議申立について」（裏面）をご参照ください。

平成 21 年 9 月 1 日付にて主要投資対象である**仏籍契約型投資信託「SGAM AI Diversified Assets Subfund」が「Lyxor Diversified Assets Subfund」にファンド名を変更しております。**

※今回ご案内した内容に関しご不明の点は、弊社ヘルプデスクまでお問い合わせください。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-498-104（営業日：土日・祝祭日を除く 9:00～17:00）

◇異議申立について

この約款変更措置に異議のある受益者は、次に記載する要領により弊社に対して反対の意思表示を行うことができます。但し、異議申立に係るSG 資産分散ファンドの受益権口数を、SG 資産分散マザーファンドにおける実質的な口数に換算し、その合計が法定公告日（平成 21 年 9 月 17 日）におけるSG 資産分散マザーファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、予定通り平成 21 年 12 月 4 日に約款の変更を行います。この場合、11 月 4 日付にて弊社ホームページ（アドレス www.sgam.co.jp）News に約款変更決定の旨を掲載いたします。また、弊社または取扱販売会社へのお問合せにてもご確認いただけます。

なお、異議申立は、平成 21 年 9 月 17 日現在で受益権を有する受益者が、当該受益権について行えるものとし、平成 21 年 10 月 26 日（10 月 26 日弊社着信分までを有効と致します。）をお申立の期限とします。

<異議申立手続き>

異議申立の手続きは、郵便はがきまたは封書に下記の要領でご記入いただきご郵送ください。

□異議申立書面の送付宛先

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号 AIG 兜町ビル
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
ディスクロージャー部

□ご記入いただく内容

- イ. 住所
- ロ. 氏名
- ハ. 捺印（取扱販売会社へのお届け印に限ります。）
- ニ. 電話番号（日中連絡先）
- ホ. 取扱販売会社およびお取引部・支店名、口座番号（投資信託口 口座番号）
- ヘ. ファンド名および口数
- ト. 異議ある旨（例ー「SG 資産分散マザーファンド」について、平成 21 年 12 月 4 日に約款変更することに異議を申立ます。）

□備考

- イ. 保有口数等の確認のため、取扱販売会社が管理するお客様に関する情報の一部を、弊社が共有させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、これによって得た個人情報の利用は、当該目的に限るものとし、それ以外の目的には利用致しません。
- ロ. ご記入の不備や添付書類漏れにより、異議申立の資格や保有口数が確認できない場合には、意思表示が無効となりますのでご注意ください。

なお、予定通り信託約款変更を行うことが決定した場合、異議申立を行った受益者は、11 月 5 日から 11 月 24 日まで、当該ファンドの信託財産をもって、当該受益権が有すべき公正な価額で買取るべき旨を、受託者である信託銀行に請求することができます。

手続等につきましては、異議申立を行った受益者に対し、弊社より別途ご案内いたします。

以上